

守山市備蓄計画

令和8年3月

滋賀県守山市

目次

1 はじめに	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 用語の定義	2
2 基本的な考え方	3
(1) 市が行う公的備蓄の方針	3
(2) 想定する災害	3
(3) 備蓄物資の供給計画	4
(4) 備蓄物資の供給対象者（想定避難者数）	4
3 備蓄物資の品目	5
(1) 重要品目	5
(2) 市が現在保有する品目	6
(3) 今後新たに備蓄を検討する品目	6
4 備蓄物資の数量	7
(1) 計画数量算出の基準	7
(2) 重要品目の計画数量	8
(3) 感染症対策に必要な物資（感染症対策物資）について	11
5 備蓄物資の整備（購入）計画	13
(1) 食料・飲料水	13
(2) 生活必需品	13
(3) 災害用トイレ	13
(4) 資機材	14
(5) 備蓄品目等の調査・研究	14
6 備蓄場所と物資の配備	15
(1) 備蓄場所	15
(2) 備蓄倉庫の位置付け	15
7 流通備蓄および相互応援協定	16
(1) 災害時における協定等の活用	16
(2) 物資の受入体制	16

8 自助・共助による備蓄	17
(1) 市民による備蓄	17
(2) 地域による備蓄	18
(3) 事業所等による備蓄	18

1 はじめに

(1) 計画策定の目的

本市では、「守山市地域防災計画」に基づき、地震等の災害に備え、食料や生活必需品等の備蓄を進めてきたところである。

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」では、最大震度7を観測する大災害となり、改めて災害に備える重要性が広く認識されることとなった。

このような状況を踏まえ、本市では、「減災のまちづくり」を推進しており、その一環として、今後発生が想定される災害に備えるため、備蓄体制の強化を図ることが重要であると認識している。国や滋賀県の動向を踏まえつつ、発災初期に必要な食料や生活必需品等の品目および数量を精査し、災害時における適切かつ迅速な対応が可能となるよう、備蓄体制のさらなる強化および適正化を図ることを目的として、本計画を策定するものである。

本計画においては、滋賀県が実施された「滋賀県地震被害想定」を踏まえ、本市において最大の避難者をもたらすと想定される琵琶湖西岸断層帯地震の発生に備え、想定避難者数を設定し備蓄の方針を定めた。

一方で、発災直後には道路の通行支障や通信障害等により、行政による迅速な支援が困難となることが想定される。このため、被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが防災の基本である「自らの命は自らが守る」という自覚を持ち、平時より家庭、地域、事業所等において「最低3日分、推奨1週間分」の食料、飲料水および生活必需品等の備蓄に努めることが重要である。

行政が進める公助だけではなく、「自らの命は自ら守る」という自助や、「自分達の地域は自分達で守る」という共助の取組も求められ、市民と行政が一体となって取り組むことにより、「自助・共助・公助の連携による減災のまちづくり」を推進していくものとする。

なお、本計画は、新たな地震被害想定や課題等が生じた場合には、「守山市地域防災計画」との整合を図りつつ、備蓄物資の供給対象者数や数量等を必要に応じ見直し、適宜修正を行うものとする。

(2) 用語の定義

本計画において、主な用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
① 自助・共助による備蓄	家庭、地域、事業所等が「自らの命は自ら守る」「自分達の地域は自分達で守る」という自助・共助の取組により、最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水および生活必需品等を備蓄するもの。
② 公的備蓄	市が平時より備蓄する物資であり、発災時において緊急性が高く生命維持や生活に不可欠なもの。
③ 流通備蓄	協定締結事業者が在庫として確保している物資を、災害時に優先的に供給し迅速な物資確保を可能にするもの。
④ 国のプッシュ型支援	国が被災自治体からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するもの。

2 基本的な考え方

(1) 市が行う公的備蓄の方針

本計画における災害時の備蓄は、自助・共助・公助が一体となって機能することを基本とし、必要な物資を確保できる体制を整備する。

発災時は道路の通行支障や通信障害等が想定され、公的備蓄のみで必要な全ての物資を確保することは困難である。このことから、本市の公的備蓄は「自らの命は自ら守る」「自分達の地域は自分達で守る」という自助・共助の取組を基盤としつつ、それを補完するものとして整備を行う。

公的備蓄は、避難所での生活を余儀なくされる方や帰宅困難者に加え、避難所で食料等を受け取り自宅で就寝する方（いわゆる「避難所生活者※¹」）にも対応できるように整備し、滋賀県や他県市町の備蓄、流通備蓄、国のプッシュ型支援物資等を総合的に活用し、重層的で強固な備蓄体制を構築するものとする。

(2) 想定する災害

「滋賀県地震被害想定（平成26年3月）」において、本市で最大の避難者数が想定されている「琵琶湖西岸断層帯地震（case2）」を想定災害に設定する。

守山市に想定される地震災害
 ≪参考：滋賀県地震被害想定（平成26年3月）≫

想定震源断層（帯）	ケース※ ² （震源位置等）	想定 最大震度	3日後避難所 生活者数※ ¹	断水人口・断水率 （上水道支障率）
南海トラフ巨大地震	陸側ケース	6強	2,844人	46,408人（61%）
琵琶湖西岸断層帯地震	case2	7	7,182人	56,834人（74%）
花折断層帯地震	case2	6強	4,111人	42,176人（55%）
木津川断層帯地震	case3	5強	158人	2,225人（3%）
鈴鹿西縁断層帯地震	case1	5強	63人	922人（1%）
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	case1	5強	24人	346人（0%）

※¹ 避難所生活者とは、自宅の損傷がなくても断水等により炊事が困難となり避難所で食料等を受け取り自宅で就寝する者を含む避難者の合計人数

※² 県が実施された被害想定では、震源断層毎に各2ケースの破壊開始点を仮定した断層モデルを設定されているが、本表では守山市において被害が大きいケースを抜粋し記載している。

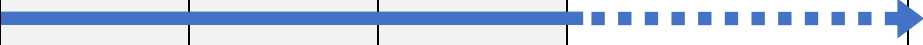
(3) 備蓄物資の供給計画

本市における備蓄は、想定される最大規模の災害における想定避難者数に対し、発災1日目から2日目かけての1日分について、市の公的備蓄を確保するものとする。

なお、公的備蓄のほか、平時から家庭、地域および事業所等における自助・共助の備蓄(最低3日分、推奨1週間分)を推進するとともに、協定締結事業者による流通備蓄等の活用を図る。

加えて、発災3日目に到着見込である滋賀県の備蓄物資(1日分)を活用する等、自助・共助・公助が一体的に機能することで、国のプッシュ型支援物資等が到着するまでの3日間の備蓄を確保できる体制を構築する。

時系列でみる物資の確保

	発災1日目	発災2日目	発災3日目	発災4日目以降
自助・共助による備蓄				
市の公的備蓄 流通備蓄				
県の公的備蓄等				
国の プッシュ型支援				

(4) 備蓄物資の供給対象者（想定避難者数）

「滋賀県地震被害想定」に基づき、本市に最大の避難者をもたらすと想定されている琵琶湖西岸断層帯地震（case2）の発災3日後における最大避難所生活者数7,182人を基準とし、就労および就学等による滞在者が帰宅困難者となる事態や、想定を上回る避難者等の受け入れを考慮して、本計画においては「9,000人(7,182人×1.25倍)」を想定避難者数として設定する。

3 備蓄物資の品目

(1) 重要品目

備蓄品目は、食料、生活必需品等のうち緊急性があり生命維持や生活に必要不可欠な物資として、国のプッシュ型支援基本 8 品目に加え、哺乳瓶、飲料水および避難所における感染症対策に必要な物資（感染症対策物資）3 品目、合計13品目を計画数量に定める重要品目として位置付ける。（★は国のプッシュ型支援基本 8 品目）

項 目	重 要 13 品 目
食料★	①アルファ化米 ②乳児用粉ミルク等
生活必需品★	③毛布 ④乳児・小児用おむつ ⑤大人用おむつ ⑥生理用品 ⑦携帯トイレ・簡易トイレ ⑧トイレットペーパー
生活必需品	⑨哺乳瓶
水	⑩飲料水
感染症対策物資	⑪マスク ⑫消毒液 ⑬使い捨て手袋

(2) 市が現在保有する品目

市が現在保有する資機材の品目、数量維持を基本としながら、避難所の収容人数および防災備蓄倉庫の状況などを勘案し、必要に応じ品目、数量の適宜見直しを図るものとする。

避難所整備用資機材

- | | | |
|----------|----------------|---------|
| ○防水シート | ○ホワイトボード | ○コードリール |
| ○マット | ○移動炊飯器 | ○ショーケース |
| ○机 | ○炊き出しステーション | ○段ボール箱 |
| ○椅子 | ○ステンレスバケット | ○リヤカー |
| ○テント | ○アウトドア用調理器具セット | ○土のう袋 |
| ○エアーテント | ○投光器 | ○パソコン |
| ○寝袋 | ○発電気 | ○携帯アンテナ |
| ○ハロゲンライト | | |

感染症対策用資機材

- | | | |
|----------|-----------|--------|
| ○段ボールベッド | ○感染症対策セット | ○遺体収納袋 |
| ○パーティション | ○汚水処理剤 | |

応急給水用資機材

- | | | |
|--------|------|--------|
| ○簡易水槽 | ○ろ水器 | ○ポリタンク |
| ○飲料水用袋 | | |

救助用資機材

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| ○小型動力消防ポンプ | ○ワイヤーロープ | ○消火器 |
| ○防護服 | ○チェーンソー | ○バール |
| ○防護マスク | ○エンジンカッター | ○ハンマー |
| ○反射ベスト | ○チルホール | ○掛矢 |
| ○油圧式ジャッキ | ○消火バケツ | ○救助工具セット |

(3) 今後新たに備蓄を検討する品目

守山市地域防災計画に基づき、衣服、食器、体温計、常備薬および家庭動物飼養資機材は、今後新たに備蓄を検討する品目とする。

4 備蓄物資の数量

(1) 計画数量算出の基準

ア 算出基準人数

人口 83,236 人（令和 2 年国勢調査）

想定避難者 9,000 人（最大避難所生活者数 7,182 人×1.25）

イ 算定基礎となる年齢区分の割合

食料および生活必需品等の数量については、物資供給対象者の年代や性別を考慮して割合を設定し、算出するものとする。（※小数点第 2 以下は切り上げ）

年齢区分	割合	品 目	対象人数
2 歳から 74 歳	87.6%	アルファ化米（ご飯）	7,884 人 (9,000 人×87.6%)
1 歳および 75 歳以上	11.5%	アルファ化米（お粥）	1,035 人 (9,000 人×11.5%)
0 歳	0.9%	乳児用粉ミルク等 哺乳瓶	81 人 (9,000 人×0.9%)
0 歳から 2 歳	2.8%	おむつ（乳児・小児用）	252 人 (9,000 人×2.8%)
12 歳から 51 歳女性	25.5%	生理用品	2,295 人 (9,000 人×25.5%)

※年齢別男女別人口は令和 2 年国勢調査に基づき算出（令和 2 年 10 月 1 日現在）

(2) 重要品目の計画数量

国の「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和 7 年 6 月 30 日）」に示された、国のプッシュ型支援基本 8 品目の必要量算出式を参考に算出する。

国のプッシュ型支援基本 8 品目以外の必要量については、算出式が定められていないことから、他市を参考に市独自の基準で算出する。

①アルファ化米

発災初期に生命維持のために最低限必要な食料であり、日常生活の主食に近く、長期保存が可能で調理が簡易であることから、アルファ化米を備蓄する。

また、幼児や高齢者およびアレルギーを有する方に適した食料として、お粥やアレルギー特定原材料等 28 品目を含まないものも備蓄する。

1 人あたり 1 日 3 食を基本とする。

対象者・品目	算 出 式	計画数量
2 歳から 74 歳 (アルファ化米・ご飯)	$9,000 \text{ 人} \times 87.6\% \times 1 \text{ 人 1 日分 (3 食)}$ $= 23,652 \text{ 食}$ $23,652 \text{ 食} \div 23,660 \text{ 食}$	23,660 食
1 歳および 75 歳以上 (アルファ化米・お粥)	$9,000 \text{ 人} \times 11.5\% \times 1 \text{ 人 1 日分 (3 食)}$ $= 3,105 \text{ 食}$ $3,105 \text{ 食} \div 3,110 \text{ 食}$	3,110 食

②乳児用粉ミルク等

乳児の生命維持のために最低限必要な食料として、乳児用粉ミルクを備蓄する。

また、乳アレルギーを有する乳児に適したミルクとして、アレルギー対応の粉ミルク（備蓄ミルクの 3 %※¹）や、調乳環境が整っていない場合に備え調乳不要な液体ミルクの備蓄も図る。

対象者・品目	算 出 式	計画数量
0 歳	$9,000 \text{ 人} \times 0.9\% \times 1 \text{ 人あたり必要量}^{\ast 2}$ $= 11,340 \text{ g (810)}$	11,340 g (810)

※¹ 割合は、日本小児アレルギー学会が提唱する備蓄量に基づく。

参考：大規模災害対策におけるアレルギー用食品の備蓄に関する提案について（平成 30 年 12 月改訂）

※² 乳児 1 人あたり 1 日 140 g（液体ミルク 1 0 相当）を基本とする。

③毛布

発災初期に、体を保温し休息がとれる生活必需品として、毛布を備蓄する。

避難所避難者に対し1人あたり1枚を基本とし、半数は県備蓄分を活用する。

対象者	算 出 式	計画数量
避難所避難者※	$7,182人 \times 必要者割合0.8^{※} \times 1枚 \times 1/2$ $= 2,873枚$ $2,873枚 \div 2,880枚$	2,880枚

※避難所生活者数の8割を避難所避難者数（自宅の損傷等により自宅で生活し続けることが困難となり避難所に避難した者）と想定

④乳児・小児用おむつ

乳児・小児の生活に不可欠な生活必需品として、乳児・小児用おむつを備蓄する。

1人あたり1日8枚を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
0歳から2歳	$9,000人 \times 2.8\% \times 1人あたり必要量8枚$ $= 2,016枚$ $2,016枚 \div 2,020枚$	2,020枚

⑤大人用おむつ

介護を要する高齢者に配慮した生活必需品として大人用おむつを備蓄する。

要介護者の高齢者に対し1人あたり1日8枚を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
介護を要する高齢者	$9,000人 \times 必要者割合0.005^{※} \times 1人あたり必要量8枚 = 360枚$	360枚

⑥生理用品

女性の生活必需品として生理用品を備蓄する。

月経周期を考慮するとともに、1人あたり1期間30枚を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
12歳から51歳女性	$9,000人 \times 25.5\% \times 1人1期間(7日間)$ $あたり必要量30枚 \times 1/7^{※1} \times 1/4^{※2}$ $= 2,459枚$ $2,459枚 \div 2,460枚$	2,460枚

⑦携帯トイレ・簡易トイレ

災害時には水道施設の建物被害や管路被害、停電等による断水が生じ、トイレの使用が困難になることが見込まれるため、災害用トイレの備蓄を行う。

1人あたり1日5回を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
断水対象者	$9,000 \text{人} \times \text{上水道支障率} 80\% * \times 1 \text{人あたり使用回数} 5 \text{回} = 36,000 \text{回}$	36,000回

※「上水道支障率」は、滋賀県地震被害想定に基づき、守山市で最も断水率（断水人口）が高い地震直後の断水率

⑧トイレトーパー

トイレの使用に必要となるトイレトーパーを備蓄する。

1人あたり1日0.18巻*を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
全避難者	$9,000 \text{人} \times 1 \text{人あたり必要量} 0.18 \text{巻} = 1,620 \text{巻}$	1,620巻

※1巻50mを想定

⑨哺乳瓶

乳児の生活必需品として、哺乳瓶を備蓄する。

なお、衛生面を考慮し、使い捨て哺乳瓶を備蓄する。

1人あたり1日5本を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
0歳	$9,000 \text{人} \times 0.9\% = 81 \text{人}$ $81 \text{人} \times 5 \text{個} = 405 \text{個}$ $405 \text{個} \div 1 \text{個} = 410 \text{個}$	410個

⑩飲料水

発災初期に生命維持のために不可欠な飲料水を備蓄する。

1人あたり1日3ℓを基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
全避難者	$9,000 \text{人} \times 3 \text{ℓ} = 27,000 \text{ℓ}$	27,000ℓ

⑪ マスク

避難所における感染症対策に必要な物資としてマスクを備蓄する。

1人あたり1日1枚を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
全避難者	$9,000 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} = 9,000 \text{ 枚}$	9,000枚

⑫ 消毒液

避難所における感染症対策に必要な物資として消毒液を備蓄する。

市内の指定避難所1か所あたり1ℓを基本とする。

対象施設	算 出 式	計画数量
市内指定避難所	$39 \text{ か所 (市内指定避難所)} \times 1 \text{ ℓ} = 39 \text{ ℓ}$	39ℓ

⑬ 使い捨て手袋

避難所における感染症対策に必要な物資として使い捨て手袋を備蓄する。

市内の指定避難所1か所あたり150枚を基本とする。

対象施設	算 出 式	計画数量
市内指定避難所	$39 \text{ か所 (市内指定避難所)} \times 150 \text{ 枚} = 5,850 \text{ 枚}$	5,850枚

(3) 感染症対策に必要な物資（感染症対策物資）について

避難所における感染症対策に必要な物資については、国等の動向を踏まえ、感染症等の拡大防止を目的として、必要な物資の選定および必要量の算定を行い、順次備蓄を進めることとし、まずは必要最低限の品目として、マスク、消毒液、使い捨て手袋を計画数量に定める重要品目として備蓄する。

なお、上記の備蓄は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条にかかる「守山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の規定による物資および資機材の備蓄と相互に兼ねることができる。

国のプッシュ型支援基本8品目の必要量算出式

《参考：首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和7年6月30日中央防災会議幹事会）》

項 目	品 目	前提となる被害量	算 出 式
食料★	①アルファ化米	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数}^{\ast 1} + \text{避難所外避難者数}^{\ast 2}) \times 1 \text{人}$ 1日当たり必要量3食
	②乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \text{歳人口比率}^{\ast 3} \times 1 \text{人} 1 \text{日当たり必要量} \times 4 \text{日間}$ ※乳児用粉ミルクは140g、乳児用液体ミルクは1ℓ
生活 必需品★	③毛布	避難所避難者数	避難所避難者数 $\times$ 1人当たり必要数2枚－被災地方公共団体備蓄量
	④乳児・小児用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \text{歳} \sim 2 \text{歳人口比率}^{\ast 3} \times 1 \text{人} 1 \text{日当たり必要量} 8 \text{枚} \times 4 \text{日間}$
	⑤大人用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{必要者割合} 0.005^{\ast 4} \times 1 \text{人} 1 \text{日当たり必要量} 8 \text{枚} \times 4 \text{日間}$
	⑥生理用品	避難所避難者 避難所外避難者	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 12 \text{歳} \sim 51 \text{歳人口比率}^{\ast 3} \times 1 \text{人} 1 \text{期間} (7 \text{日間}) \text{当たり必要量} 30 \text{枚} \times 1/7^{\ast 7} \times 1/4^{\ast 8} \times 4 \text{日間}$
	⑦携帯トイレ・簡易トイレ	避難所避難者 避難所外避難者 上水道支障率	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{上水道支障率}^{\ast 5} \times 1 \text{人} 1 \text{日当たり使用回数} 5 \text{回} \times 4 \text{日間}$
	⑧トイレットペーパー	避難所避難者 避難所外避難者	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 1 \text{人} 1 \text{日当たり必要量} 0.18 \text{巻}^{\ast 6} \times 4 \text{日間}$

※1 避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難所に避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難所に避難した者の合計

※2 避難所外避難者数は、避難所以外の場所に避難したが、避難所において物資の提供が必要な者の合計

※3 「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、国勢調査（総務省統計局）における数値を想定したもの

※4 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したもの

※5 携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、都県ごとの断水人口の割合（断水率）

※6 トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算

※7 生理用品の算出式における「1/7」という係数は、生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの

※8 生理用品の算出式における「1/4」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したもの

5 備蓄物資の整備（購入）計画

(1) 食料・飲料水

アルファ化米や飲料水については、賞味期限が5年以上のものを計画的に購入し、アレルギー疾患者に適した食料として特定原材料等28品目を含まない品目とする。

乳児用粉ミルク等については、賞味期限が12か月以上のものを計画的に購入し、備蓄用ミルクの3%をアレルギー対応粉ミルクとする。また、断水時を想定し調乳環境が整っていない場合に備え、液体ミルクの備蓄も図る。

なお、廃棄処分を極力発生させないため、賞味期限まで1年を切った食料（乳児用粉ミルク等については半年を切った時点）・飲料水については、生活困窮者への支援活動や子ども食堂およびフードバンクへの寄付等、福祉目的を基本として順次活用する。

また、市民の防災意識の向上および自助・共助の促進を図るため、自主防災組織が実施する防災訓練や出前講座で配布するほか、小中学校における防災教育での使用等、備蓄物資の更なる活用方法について検討する。

(2) 生活必需品

毛布については、長期保存が可能な圧着毛布を計画的に購入する。また、購入から15年経過したものについては、未使用であってもクリーニング後、真空パック処理を行う。

明確な使用期限がない生活必需品や衛生用品については、一般的な保存期間や耐用年数を鑑み、紙おむつ、生理用品およびマスクは購入から5年、トイレットペーパーは購入から10年を使用期限として、保存環境や衛生面に考慮しながら整備を行う。

なお、生活必需品等についても、食料・飲料水と同様に廃棄処分を極力発生させないため、状況に応じ、生活困窮者への支援活動として寄付を行う等、有効に活用する。

(3) 災害用トイレ

トイレの必要数については、1基あたりの処理能力（使用回数）を考慮した結果、本市が保有する簡易トイレおよびマンホールトイレにより必要数は確保できている。

なお、下水道に直接流下でき汲み取りを要せず、断水時においても衛生的に継続利用が可能なマンホールトイレについては、令和8年度以降も計画的に整備を進める。

マンホールトイレの整備にあわせて、マンホールトイレ用の洋式便器および上屋の備蓄を行う。上屋については、通常サイズのものに加え、車椅子利用者等要配慮者に

対応した、広いサイズのものも備蓄する。

また、目安とされる必要数に含まない要配慮者対応トイレについては、バリアフリートイレ（車椅子対応型）を小中学校に各 1 基、オストメイト専用のトイレを守山小学校と速野小学校に各 1 基設置する。

なお、年次で行う守山市地震災害総合訓練でのトイレ設営訓練により、使用に適さないと判断した場合は、その都度更新することとする。

(4) 資機材

資機材については、避難所を運営する市職員および自主防災組織が主体的に使用することが想定されるため、資機材の保管場所および使用方法の周知を図ることが重要であり、自主防災組織や市が行う防災訓練等において積極的に活用の機会を設けるものとする。

なお、資機材に故障等が生じた場合には、その都度修繕を行う。ただし、購入から長期間が経過し、操作性・機能性が最新の規格・仕様と比較して著しく劣る資機材については、備蓄の必要性および防災備蓄倉庫の状況などを勘案し、順次更新するものとする。

(5) 備蓄品目等の調査・研究

目標数量を定めていない品目についても、必要に応じて調査・研究を行い、備蓄倉庫の状況を踏まえつつ整備を進めていくこととする。

加えて、社会情勢の変化等により新たに必要性が生じた品目については、機動的かつ柔軟に整備を行うものとする。

6 備蓄場所と物資の配備

(1) 備蓄場所

本市では、災害時に公的備蓄の供給が必要と判断した場合、既設の備蓄倉庫から各避難所へ物資を供給する仕組みとしている。

備蓄倉庫は、広域防災拠点備蓄倉庫をはじめ、水保防災倉庫、市庁舎のほか、指定避難所として指定している小学校7校および中学校4校の計11校、指定緊急避難場所として指定している公園、地区防災拠点として位置付けている地区会館7か所、立入が丘幼稚園、守山北高校に整備している。

備蓄物資については、物資の性格に応じて集中備蓄または避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等、適切に配備する。

(2) 備蓄倉庫の位置付け

ア 広域防災拠点備蓄倉庫

広域防災拠点備蓄倉庫は市内を南部・中部・北部の三区域に分割して整備しており、公的備蓄の中核的な保管拠点として機能している。公的備蓄の中で賞味期限や使用期限のあるもの（飲料水・食料・生活必需品等）については、品質管理および機能維持の面から、市庁舎および広域防災拠点備蓄倉庫である中部防災拠点備蓄倉庫（コミュニティ防災センター）と北部防災拠点備蓄倉庫への配備を基本とする。

なお、南部防災拠点備蓄倉庫についてはプレハブ施設であるため、今後整備を検討する。

イ その他備蓄倉庫

災害時に避難所の運営等に必要となる資機材については、その他備蓄倉庫へ分散して配備する。また、「守山市地域防災計画」に基づき、小中学校、公園等の備蓄倉庫については、以下の物資および防火水槽を整備する。

①小型動力ポンプ ②ろ水器 ③移動式炊飯器 ④発電機 ⑤投光器

なお、マンホールトイレ用の便器、上屋については、マンホールトイレの整備がある小中学校および公園の備蓄倉庫に配備する。

7 流通備蓄および相互応援協定

(1) 災害時における協定等の活用

本市では、被災者への物資供給手法として、公的備蓄に加え民間機関等との間で締結した応援協定に基づく流通備蓄を活用し、災害時に必要となる物資を調達することとしている。今後も、食料、飲料水および生活必需品等の必要な物資に関して、迅速かつ柔軟に確保できるよう、引き続き協定締結の推進を図る。

また、災害協定の実効性を高めるため、これまで締結している協定内容を検証するとともに、平時より連絡体制、要請手続き、調達物資の品目および数量、供給に要する期間等について関係機関と打ち合わせを行い、流通備蓄が有効に機能するよう物資供給体制の維持・強化に努めるものとする。

さらに、民間機関等との協定締結に加え、災害時における広域的な支援体制の構築を目的に、全国の8自治体（北海道登別市、東京都福生市、長野県飯田市、熊本県水俣市、愛媛県今治市、岐阜県高山市、福井県大野市、岡山県総社市）との間で締結している災害時相互応援協定や、湖南地域四市間での相互応援連携基本協定を締結している。

これらの協定に基づき、速やかに必要な情報の収集、相互の連絡を行い、円滑な応援体制の確保を図る。

(2) 物資の受入体制

物資の供給については、市および県が確保している備蓄に加え、協定締結事業者による流通備蓄、他県市町、国および関西広域連合からの救助物資を活用することを基本とする。

「守山市地域防災計画」に基づき、災害時において、調達した物資等や他県市町からの救助物資を受け入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための物資集積場所として、守山市民体育館を指定する。

なお、速やかに物資等の受け入れが行えるよう、受入体制の構築を見直すとともに、受援計画の策定を進める等、体制の強化に努めるものとする。

8 自助・共助による備蓄

発災直後は、道路の通行支障により現場への迅速な対応が難しく、通信設備の障害により情報共有も困難になることが想定され、公的備蓄の搬送に時間を要する可能性がある。このため、発災直後の被害を最小限にとどめるために、市民、地域、事業所等が、自助・共助の考え方を基本に、備蓄物資が到達するまでの生活を確保できるよう、平時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが重要である。

(1) 市民による備蓄

「自らの命は自ら守る」という自助の取組により、日頃から各家庭のニーズや家族構成に応じて**最低3日分、推奨1週間分**の食料、飲料水、その他の生活必需品等の非常用持ち出し備蓄の保有に努める。

日常的に使用している食品や日用品を少し多めに買い置きしておき、保存期限を確認しながら消費した分を新たに購入する「ローリングストック法」を活用することで、経済的な負担を抑えつつ、常に一定量の備蓄を保つことが可能となる。

市は、このような備蓄の工夫や防災対策の重要性について、市広報紙への防災特集記事掲載や自主防災教室の開催、防災に係る出前講座等を通じて継続的に周知・啓発に努めることとする。

非常用持ち出し袋（例）

- | | |
|---|--|
| ☐ 水 | ☐ 軍手 |
| ☐ 食品
（缶詰（アルファ化米など）、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パンなど：最低3日分の用意） | ☐ 洗面用具 |
| ☐ 防災用ヘルメット・防災ずきん | ☐ 歯ブラシ・歯磨き粉 |
| ☐ 衣類・下着 | ☐ タオル |
| ☐ レインウェア | ☐ ペン・ノート |
| ☐ 紐なしのスリッパ | ☐ マスク |
| ☐ 懐中電灯（※手動充電式が便利） | ☐ 手指消毒用アルコール |
| ☐ 携帯ラジオ（※手動充電式が便利） | ☐ 石けん・ハンドソープ |
| ☐ 予備電池・携帯充電器 | ☐ ウェットティッシュ（※体にも使える大判が便利） |
| ☐ マッチ・ろうそく | ☐ 体温計 |
| ☐ 救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など） | ☐ 水のいらないシャンプーなどの衛生用品 |
| ☐ 使い捨てカイロ | ☐ 貴重品 |
| ☐ ブランケット | （通帳、現金、パスポート、運転免許証、病院の診察券、マイナンバーカードなど） |

子どもがいる家庭の備え

- | | | |
|--|-----------------------------------|---------------------------------|
| ☐ ミルク（キューブタイプ） | ☐ 子ども用紙オムツ | ☐ 抱っこひも |
| ☐ 使い捨て哺乳瓶 | ☐ お尻ふき | ☐ 子どもの靴 |
| ☐ 離乳食 | ☐ 携帯用お尻洗浄機 | ☐ ネックライト |
| ☐ 携帯カトラリー（フォーク・ナイフなど） | | |

女性の備え

- | | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 生理用品 | ☐ サニタリーショーツ | ☐ 防犯ブザー・ホイッスル |
| ☐ おりものシート | ☐ 中身の见えないごみ袋 | |

高齢者がいる家庭の備え

- | | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 大人用紙パンツ | ☐ 入れ歯 | ☐ デリケートゾーンの洗浄剤 |
| ☐ 杖 | ☐ 入れ歯用洗浄剤 | ☐ 持病の薬 |
| ☐ 補聴器 | ☐ 男性用吸水パッド | ☐ お薬手帳のコピー |

参考：首相官邸ホームページ（災害の「備え」チェックリスト）

(2) 地域による備蓄

「自分達の地域は自分達で守る」という共助の取組により、被害の拡大を防ぎ、迅速かつ適切な災害応急対策活動を行えるよう地域の実情に即して自主防災組織を結成し、防災組織体制の充実・強化を図る。

また、市民の防災意識の向上を図るため、防災マップの活用や防災訓練等を通じて防災意識の普及を図るとともに、平時より防災設備の備蓄および管理に努めるものとする。

市は、引き続き「守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金」により、自治会による自主防災組織の防災施設および設備を支援するなど、地域による防災力の向上を図り、安全・安心のまちづくりを推進する。

(3) 事業所等による備蓄

事業所（企業等）は、従業員、施設利用者および来客者等が発災直後に無理な移動を行い、二次災害に遭うことのないよう一斉帰宅の抑制に努めるものとする。

また、施設内に一定期間、安全に留まれるよう保護・誘導を行い、最低3日分の食料、飲料水、毛布、トイレ、燃料（非常用発電機のための燃料）等あらかじめ備蓄するよう努める。

さらに、駅周辺の混乱を事前に防止するために、交通機関の運行状況等の情報を報道機関等から収集し、保護・誘導した者に対して的確な情報提供を行えるように、情報収集体制の確保に努める。

平時から、オフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策を講じる等、安全確保に努めるものとする。

また、本市についても事業所として、災害時の業務継続のため、本庁舎において同様の備蓄等対策を進めるものとする。

守山市備蓄計画

発行月日：令和 8 年 3 月

**発行：守山市 環境生活部 危機管理課
〒524-8585 守山市吉身二丁目 5 番 22 号
TEL：(077)582-1119 FAX：(077)583-5066
Mail：kikikanri@city.moriyama.lg.jp**